

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
奨 学 生 へ の 注 意 事 項

1. 奨学生は、「奨学生活動報告書」の年2回の提出を義務といたします。

報告フォームは、提出期限1か月前を目安にガクシーWebサイト上にて配信し、ご案内します。

- ① 提出期限 ・ 1回目(前期: 4月1日～9月30日) 提出期限: 10月15日
 ・ 2回目(後期: 10月1日～3月31日) 提出期限: 4月15日
- ② 提出先 当財団理事長宛
- ③ 報告内容 ・ スポーツ活動の結果。
 ・ 成果及び今後の練習計画、大会目標。
 ・ 奨学金がどのように寄与したか又はどのように自分の競技生活に生かされたか。

【エリート奨学生のみ】

- ・【前期】収支経過報告・後期収支計画、【後期・年間】収支決算報告。
- ・【後期・年間】収支決算報告の際は、支出証明のコピーを添付してください。

※ 指定の書式にて期限までに提出がない場合、奨学金給付を取り消す場合があります。

※ 諸事情により期限までに提出が困難な場合は、当財団事務局宛にご連絡ください。

2. 次に該当する場合は、ただちに当財団事務局に届け出てください。

- ① 休学、復学、転学又は退学したとき。
- ② 停学その他の処分を受けたとき。

3. 次に該当する場合は、奨学金の給付を停止します。

- ① 申請書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ② 休学または長期にわたり欠席したとき。
- ③ 素行の問題、学籍喪失(除籍・退学)等の事由が発生したとき。
- ④ プロフェッショナル資格を取得又は企業とのスポンサー契約を締結したとき。
- ⑤ 【エリート奨学生のみ】所属する協会・連盟のナショナルジュニア・アンダーチームから外れたとき。

4. 奨学金の給付を休止又は停止された場合、既に振込み済みの奨学金であっても、給付の中止又は停止の事由となった月日に遡り、奨学金を返還していただきます。

5. 奨学金の給付を休止又は停止された場合で、その事由が止んだと認められるときは、在学校長の意見を徴し奨学金の給付を再開します。

6. 奨学金の給付は、4月下旬と10月(活動報告書確認後)に年間給付額の50%ずつを指定の口座(奨学生ご本人・保護者・親権者・未成年後見人の名義に限る)に振り込みます。

7. 次の事項に該当する場合は、給付した奨学金の一部を返還していただきます。

- ① スポーツ競技力向上の目的以外に使用されている場合。

※ 別紙の表「奨学金の対象となる経費」「奨学金の対象とならない経費」を十分ご確認ください。

- ② 【エリート奨学生のみ】収支決算報告で、未使用の金額がある場合。

8. 住所・電話番号・メールアドレスを変更した場合は、速やかに当財団事務局に届け出てください。

9. 携帯電話で電話及びメールの受信設定をされている方は、必ず「03-3839-7195」並びに「zaidan@yonex.co.jp」を受信できるように設定してください。

以上

【お問い合わせ先】※受付時間: 平日9:30～17:00

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局

〒113-8543 東京都文京区湯島3-23-13

TEL : 03-3839-7195

Mail : zaidan@yonex.co.jp

H P : <https://www.yonexsports-f.or.jp/>

【奨学事業】

1、奨学金の対象となる経費(奨学金受給者、以下奨学生という)

	費 目	対 象 と な る 具 体 的 な 使 途
1	学 費 等 (入学金・授業料・受講料等)	1. 奨学生が在籍している学校・スクール・クラブなどの入学金、授業料、 受講料(会費)、教科書などを購入する費用。 ①入学金、授業料などの前払い金を含む。
2	居 住 費 等 (寮費・家賃等)	1. 奨学生が実家以外の住居先の家賃、寮費および最小限の生活用品などを 購入する費用。 ①新規に実家以外で生活を行う際、準備品の購入を含む。
3	ス ポ ー ツ 用 具 費 等	1. 奨学生がスポーツ競技力向上を目的に必要とする用具・用品などを 購入する費用。 ①5万円以上の高額商品が必要とする場合は、レンタルなどを ご利用ください。
4	テ ク ニ カ ル 指 導 費 等	1. 奨学生が在籍している学校・スクール・クラブ以外で技術的な専門知識を 習得するために必要となる費用など。
5	メンタル指導に関する 費用等	1. 奨学生がスポーツ競技力の向上を目的に精神的な疲労や ストレス軽減を目的に指導を受講する費用など。 ①メンタルトレーニング費用を含む。
6	メディカル・メンテナンス ・栄養に関する費用等	1. 奨学生がスポーツ競技力の向上を目的に医療機関の受診や栄養管理など 体調管理を行うための費用など。 ①テーピング、サポーターや身体保護商品などを購入する費用。 ②スポーツ競技力の向上に必要な栄養補助食品などを購入する費用。 ③湿布(鎮痛消炎薬)などを購入する費用。
7	旅 費 交 通 費 等 (コーチ帯同費含む)	1. 奨学生がスポーツ競技力向上を目的に参加する大会や練習会などの 交通費、宿泊費など。 ①帯同する指導者(コーチ)の費用を含む。
8	参 加 費 等 (大会イベント等)	1. 奨学生が大会や練習会、イベントなどに参加する費用など。 ①目的地までの交通費や宿泊費は旅費交通費に計上ください。

【奨学事業】

2、奨学金の対象とならない経費(奨学金受給者を以下、奨学生という)

No.	費 目	対 象 と な ら な い 具 体 的 な 使 途
1	学 費 等 (入学金・授業料・受講料等)	- 奨学生が語学教室などのスポーツ競技力向上以外を目的とする入学金や受講料などの費用。 - 奨学生の親族が行う指導または親族が経営する団体等による指導に対する費用など。
2	居 住 費 等 (寮費・家賃等)	- 奨学生の実家における生活用品などを購入する費用。 - 奨学生が実家以外の生活において、競技活動又は学業に直接必要でない高額又は贅沢な用品等を購入する費用。 - 寮費に含まれない食事代、食料品購入費、スポーツドリンク、その他の飲料購入費等の飲食費。 なお、国内外の遠征、合宿、大会、練習会その他のスポーツ活動に伴う飲食費(参加費、宿泊費に含まれるものを除く)についても対象外とする。 ①スポーツ競技に関連しない各種車輛などを含む。 (自動二輪車、自転車やアシスト自転車含む)
3	ス ポ ー ツ 用 具 費 等	奨学生がスポーツ競技力向上を目的に必要とする用具で、5万円以上の高額商品などを購入する費用。 ①パソコンを含む電子機器類、カメラ類、携帯電話などを購入する費用。 ②各スポーツ競技に関連する「バットイング・ピッチングマシン、ストリングマシン」など機材を購入する費用。
4	テ ク ニ カ ル 指 導 費 等	- 奨学生がスポーツ競技力向上以外に習得する費用など。 - 奨学生が利用する高額なトレーニング機器などを購入する費用。 - 奨学生の親族が行う指導または親族が経営する団体等による指導に対する費用など。
5	メンタル指導に関する 費用等	奨学生の親族が行う指導または親族が経営する団体等による指導に対する費用など。
6	メディカル・メンテナンス・ 栄養に関する費用等	- 奨学生の疲労回復を目的とする高額なマッサージ機、電子治療機器などを購入する費用など。 - 奨学生がスポーツ以外での怪我や事故の治療費および病気の治療費など。 - 奨学生がスポーツ競技力向上以外に使用するサプリメントなどを購入する費用。 - 奨学生の親族が行う指導または親族が経営する団体等による指導に対する費用など。
7	旅 費 交 通 費 等 (コーチ帯同費含む)	- 奨学生およびコーチなど指導者以外の交通費・宿泊費など。 - 奨学生が大会やスポーツイベント以外に参加する交通費・宿泊費など。 - 奨学の親族などの交通費・宿泊費用など。 (引率する車両の燃料費や有料料金は除く)
8	参 加 費 等 (大会イベント等)	- 奨学生がスポーツ関連以外のイベントに参加する費用など。 - 奨学生以外の大会・イベント他への参加費用など。